

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から49年12月まで

私が20歳になった昭和48年*月ごろ、母親がA市役所で国民年金の加入手続を行った。私は、母親に、生活費を渡していたので、申立期間の保険料は、母親が郵便局又は農協で納付してくれていたはずである。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、このころに申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点で、申立期間は、現年度保険料及び過年度保険料として納付することとなり、B県A市では、国民年金の加入手続が有った場合、現年度保険料の納付を勧奨するとともに、過年度保険料についても納付書を発行していたことが確認できる上、申立人が、生活費を渡していたとする申立人の母親は、申立人の申立期間に対応する期間の保険料を納付済みであることから、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

また、A市が保管している国民年金被保険者名簿の検認記録では、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料を同年4月8日に納付していることが確認できるものの、49年4月から同年12月までは未納とされており、このことは、社会保険庁のオンライン記録とも一致している。この

ように、年度内の一部に未納の期間が有る場合、社会保険事務所では、特殊台帳を作成することとされているが、同台帳が作成されていないことから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性もうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年12月まで

私は、昭和36年にA市B区役所で国民年金に加入以降、国民年金保険料を納付し、結婚後は妻が私の保険料と一緒に納付しており、納付時期が遅れることはあっても未納無く納付してきた。

平成6年の転職時の3か月は国民年金保険料を納付していないが、他に未納分は無いと確信しているので調査してほしい。

なお、妻については、既に年金記録確認第三者委員会でのあっせんを受け納付済期間に訂正された経緯も有る。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和36年4月の国民年金制度開始以降、申立期間及び平成6年の3か月間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻については、申立人の申立期間に対応する期間の保険料は納付済みとなっていることから、申立期間については、保険料が納付されたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和39年4月から40年3月まで

申立期間①については、昭和36年に家族に勧められ、A区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、集金人に納付したと記憶している。

また、申立期間②については、夫が昭和38年*月に亡くなったため、同年4月から免除申請手続を行い、翌年についても集金人が自宅に来た際、免除の手続を行ったと記憶している。

申立期間①及び②について、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び1年間の申請免除期間を除き、60歳に達するまで国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①については、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年8月に払い出されていることが社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、このころに申立人は国民年金に加入したものと推認でき、この当時は、37

年4月に発出された厚生省(当時)の通達により、38年6月までは市町村で過年度保険料の収納を行うことができるとされていた時期であり、B市でも過年度保険料を納付するよう勧奨していたことが確認されている上、社会保険庁のオンライン記録により申立人は、37年4月からの保険料を納付していることが確認できることから、この納付に併せ、申立期間の保険料についても納付していたものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間②については、申立人は、集金人から国民年金保険料の申請免除の説明を受けて手続を行ったとしており、当時、B市では、前年度に免除申請手続を行った者に対し、集金人が納付意思の確認及び免除希望者には免除の申請を取り次いでいたことが確認でき、申立人は、申立期間の前年度である昭和38年4月から39年3月までについて免除承認されていることから、申立人が申立期間について、免除申請手続を行ったものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

また、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年5月から16年8月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準報酬月額を申立期間のうち15年5月は44万円、同年6月は41万円、同年7月から16年8月までは44万円に訂正することが必要である。

また、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日に支払われた賞与について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を、16年12月15日は1万7,000円、17年7月16日は3万1,000円、同年12月16日は3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から16年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額及び16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年2月21日から平成20年11月7日まで
② 平成16年12月15日
③ 平成17年7月16日
④ 平成17年12月16日
⑤ 平成18年8月4日
⑥ 平成18年12月15日
⑦ 平成19年7月26日

申立期間について、給与明細書で控除されている保険料と社会保険庁の標準報酬月額の記録に相違があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の標準報酬月額は、申立期間①のうち平成15年5月から16年8月までは11万8,000円と記録されている。

しかし、申立人が所持している給与明細書及び申立てに係る事業所の破産管財人が保管する賃金台帳により、申立期間のうち平成15年5月から16年8月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であって、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、申立期間①のうち平成15年5月は44万円、同年6月は41万円、同年7月から16年8月までは44万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、社会保険庁に記録が無いが、賃金台帳から厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を平成16年12月15日は1万7,000円、17年7月16日は3万1,000円、同年12月16日は3万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所に届出したにもかかわらず、いずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないことは考え難いことから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、昭和60年2月21日から平成15年4月30日までの期間については、賃金台帳等の資料が保管されていないため報酬月額及び厚生年金保険料の控除額が確認できず、他の同僚が当該期間の一部の給与明細書を所持しているが、給与支給額と控除額から算出した標準報酬月額は社会保険庁の記録と一致しており、申立人が主張する標準報酬月額の相違の事実については確認できない。

一方、申立期間①のうち平成16年9月1日から20年11月7日までの期間の

標準報酬月額については、社会保険庁の記録と申立人が所持する給与明細書及び賃金台帳に記載されている報酬月額及び保険料控除額からみた標準報酬月額が一致しており、申立期間⑤、⑥及び⑦に支払われた賞与については、社会保険庁の記録と賃金台帳に記載されている賞与額及び保険料控除額から算出した標準賞与額が一致していることから、記録の訂正は行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年5月から16年8月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準報酬月額を申立期間のうち15年5月から16年8月までは47万円に訂正することが必要である。

また、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を16年12月15日は1万6,000円、17年7月16日は2万円、同年12月16日は1万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から16年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額及び16年12月15日、17年7月16日、及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月1日から20年11月8日まで
② 平成16年12月15日
③ 平成17年7月16日
④ 平成17年12月16日
⑤ 平成18年8月4日
⑥ 平成18年12月15日
⑦ 平成19年7月26日

申立期間について、給与の支給額と社会保険庁の標準報酬月額を比べると、社会保険庁の記録における標準報酬月額が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、標準報酬月額について、申立期間①のうち平成15年

5月から16年8月までは18万円と記録されている。

しかし、申立人が所持している給与明細書及び破産管財人である弁護士が保管する賃金台帳により、申立期間のうち平成15年5月から16年8月までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、申立期間①のうち平成15年5月から16年8月までは47万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②、③及び④に支給された賞与については、社会保険庁に記録が無いが、賃金台帳から、保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を平成16年12月15日は1万6,000円、17年7月16日は2万円、同年12月16日は1万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、平成16年12月15日、17年7月16日及び同年12月16日支給の賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所に届出したにもかかわらず、いずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないことは考え難いことから、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成16年9月1日から20年8月31日までの期間、申立期間⑤、⑥及び⑦に支払われた賞与については、社会保険庁の記録と本人が所持する給与明細書及び破産管財人である弁護士が保管する賃金台帳に記載されている報酬月額及び賞与額と保険料控除額から算出した標準報酬月額及び標準賞与額が一致していることから、記録の訂正は行わない。

また、申立期間①のうち平成20年9月1日から同年11月8日までの期間については、当該事業所を管轄する社会保険事務所が破産管財人に対し調査をした上で、既に社会保険事務所の職権により21年2月19日に申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正処理を行っている。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 8 月及び同年 9 月、46 年 10 月から同年 12 月まで、47 年 12 月から 53 年 9 月まで、並びに平成 6 年 10 月の期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立期間のうち 38 年 8 月及び同年 9 月は標準報酬月額を 2 万 6,000 円に、46 年 10 月から同年 12 月までは 6 万円、47 年 12 月から 48 年 5 月までは 8 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 9 万 2,000 円、同年 8 月から同年 10 月までは 12 万 6,000 円、同年 11 月から 49 年 7 月までは 10 万 4,000 円、同年 8 月及び同年 9 月は 11 万 8,000 円、同年 10 月から 50 年 7 月までは 12 万 6,000 円、同年 8 月から 51 年 5 月までは 13 万 4,000 円、同年 6 月及び同年 7 月は 16 万円、同年 8 月は 13 万 4,000 円、同年 9 月から 52 年 9 月までは 14 万 2,000 円、同年 10 月から 53 年 9 月までは 20 万円、平成 6 年 10 月は 53 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和 38 年 8 月及び同年 9 月、46 年 10 月から同年 12 月まで、47 年 12 月から 53 年 9 月まで並びに平成 6 年 10 月の期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 11 日から平成 14 年 9 月 30 日まで
申立期間について、給与の支給額と社会保険庁の標準報酬月額とを比べると、社会保険庁の記録が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間のうち、昭和 38 年 8 月及び同年 9 月は標準報酬月額については 2 万 4,000 円、46 年 10 月から同年 12 月までの期間について

ては5万6,000円、47年12月から48年9月までの期間については6万4,000円、同年10月から49年9月までの期間については7万6,000円、同年10月から50年9月までの期間については11万円、同年10月から51年9月までの期間については11万8,000円、同年10月から52年9月までの期間については13万4,000円、同年10月から53年9月までの期間については19万円、平成6年10月は50万円と記録されている。

しかし、申立人が所持している給与明細書、給与所得の源泉徴収票及び市民税・府民税特別徴収税額の通知書により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書、給与所得の源泉徴収票及び市民税・府民税特別徴収税額の通知書により、申立期間のうち昭和38年8月及び同年9月は標準報酬月額を2万6,000円に、46年10月から同年12月までは6万円、47年12月から48年5月までは8万円、同年6月及び同年7月は9万2,000円、同年8月から同年10月までは12万6,000円、同年11月から49年7月までは10万4,000円、同年8月及び同年9月は11万8,000円、同年10月から50年7月までは12万6,000円、同年8月から51年5月までは13万4,000円、同年6月及び同年7月は16万円、同年8月は13万4,000円、同年9月から52年9月までは14万2,000円、同年10月から53年9月までは20万円、平成6年10月は53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社の事業主は関連資料が保管されていないため不明としているが、社会保険事務所において長期にわたり誤って標準報酬月額の転記誤りを行ったことは考え難い上、当時の同僚の供述により事業主は実際に受け取っていた報酬よりも引き下げた報酬が届出されていたとしており、その結果、社会保険事務所は給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和32年2月から38年7月まで、同年10月から46年9月まで、53年10月から平成6年9月まで、同年11月から14年9月までの期間については、申立人が所持している給与明細書、給与所得の源泉徴収票及び市民税・府民税特別徴収税額の通知書に記載されている保険料控除額から算出した

標準報酬月額が社会保険庁に記録されている標準報酬月額より同額又は低い額となっている上、昭和47年1月から同年11月までは、事業主に照会したところ、賃金台帳等関連資料が保存年限の10年を経過しており、申立期間に係る給与について確認できないため、申立てに係る事実については不明と回答していることから、申立人が主張する報酬に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できないため、記録の訂正は行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成13年4月21日に、株式会社Bにおける資格取得日に係る記録を同年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年2月28日から同年6月5日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の未加入期間になっていることが判明した。この間は株式会社Aから関連会社である株式会社Bに出向していた期間であり、当該期間が未加入になっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bは、株式会社A及びC株式会社が共同出資して設立した子会社であり、株式会社A及びC株式会社が保管する申立人の賃金台帳の記録並びに株式会社Bにおける元同僚等の供述から、申立人が申立期間において株式会社A及び株式会社Bに継続して勤務し、株式会社A保管の賃金台帳に退社年月日が平成21年4月20日と記載されていることから、同年4月21日に株式会社Aから株式会社Bに移籍し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、商業登記簿謄本から、申立人は株式会社Bにおいて役員に就任しているが、これについて申立人は、給与事務には一切関与していない旨を述べており、同社の元従業員も、同社の従業員に対する給与は関連会社であるC株式会社から

支給されており、株式会社Bでは給与支給事務は行っていないことから、申立人が給与事務に関与していた事実はない旨を供述している。

さらに、平成13年1月の社会保険庁のオンライン記録及び株式会社Aの賃金台帳の記録から同年2月及び同年3月の標準報酬月額を44万円、同年6月の社会保険庁の記録及びC株式会社の賃金台帳の記録から同年4月及び同年5月の標準報酬月額を44万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、株式会社Bは平成13年6月5日から適用事業所となっているが、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所は、申立期間当時には既に法人として設立され、株式会社Aに保管されている人事通達及び関係者の供述により、申立人のほか複数の従業員が在籍していた事実が確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは不明と回答しており、また株式会社Bは平成18年3月に解散していることから同社の親会社であるC株式会社に照会しても不明と回答しているが、株式会社Aが保管する厚生年金基金加入員資格喪失通知書から資格喪失日を平成13年2月28日と届け出ていることが確認できること、及び申立人の株式会社Bにおける資格取得年月日が同社の適用年月日と同日の同年6月5日となっていることから、事業主は社会保険庁のオンライン記録どおりに届出していたことがうかがわれ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成11年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月28日から同年3月1日まで

私は、平成10年9月1日から11年2月末日まで株式会社Aで勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、同年2月の1か月間については加入記録がないことが判明した。私は同事業所に同年2月末日まで勤務しており、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていることは給与明細書からも明らかなので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人は、株式会社Aに平成11年2月28日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書における厚生年金保険料の控除額及び社会保険庁の平成11年1月の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると主張しているが、事業主が資格喪失日を平成11年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社

会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の平成15年5月から16年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、15年5月から16年8月までの標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年5月から16年8月までの期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年5月1日から16年9月15日まで

申立期間について、給与の支給額と社会保険庁の標準報酬月額とを比べると、社会保険庁の記録が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間の平成15年5月から16年8月までの標準報酬月額については9万8,000円と記録されている。

しかし、破産管財人が保管する株式会社Aの賃金台帳により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、破産管財人が保管する上記賃

金台帳により、申立期間の平成 15 年 5 月から 16 年 8 月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立期間の 15 年 5 月から 16 年 8 月までは 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、その結果、社会保険事務所は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を昭和50年12月22日に訂正し、同年12月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月22日から51年1月13日まで

私は、昭和49年3月22日に株式会社Aに入社し、継続して勤務している。ねんきん特別便を確認すると、50年12月22日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、51年1月13日に被保険者資格を取得している。これは、会社内の移動、C営業所からD営業所への移動によるもので、50年12月22日から51年1月13日までの期間について厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び株式会社Bからの回答並びに申立期間当時の同僚の供述から、申立人は申立期間において株式会社Aに継続して勤務し（昭和50年12月22日に株式会社AのC営業所から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の株式会社Aに係る昭和51年1月の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、厚生年金保険被保険者資格取得届を誤ったとしていることから、事業主が昭和51年1月13日を資格取得日として届け、その結果、株式会社Aに対し社会保険事務所は、申立人に係る50年12月分の納入告知をしておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店（現在は株式会社C）における資格喪失日に係る記録を昭和48年3月20日から同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月20日から同年4月1日まで

私は、昭和48年にA株式会社B支店からDの店舗に転勤したが、その時手続のミスがあった可能性があり、申立期間の厚生年金保険加入記録が抜けている。調査の上、申立期間の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び株式会社Cからの回答並びに申立期間当時の同僚の供述から、申立人は申立期間においてA株式会社に継続して勤務し（昭和48年4月1日にA株式会社E店から同社F店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和48年2月の記録から6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業主は、「他の社員と同様の手続を行っていますので保険料は納付されていると思われる。」と回答しているが、当時の被保険者資格喪失届等の社会保険手続の資料が保管されておらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和48年9月2日）及び資格取得日（49年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月2日から49年7月1日まで

昭和41年3月7日に、株式会社B（現在は、株式会社A）に入社し、平成12年4月1日まで継続して勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、C国D地区に長期出張していた期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管する申立人に係る「社員台帳」、申立期間当時の「社員名簿」、当該事業所が提出した「給与履歴証明書」及び複数の元同僚の供述から、申立人は申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、株式会社Aの元人事部長は、すべての海外勤務者の賃金台帳を確認したところ、海外勤務期間中も厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず厚生年金保険に加入させておらず、そのうち数名については、本来支給されるべき年金額との差額を補填するための解決金を支払った旨供述しているほか、申立期間当時の経理部主計課長は、海外勤務者の厚生年金保険料は、国内で支給する賞与からまとめて控除していた旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和47年10月の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年9月から49年6月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和47年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月21日から48年2月7日まで

昭和47年12月21日にA株式会社C工場から同社B工場へ転勤したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。同社には、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和47年12月21日に、A株式会社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA株式会社B工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和48年2月の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年12月及び48年1月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和59年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月30日から同年5月1日まで

昭和59年5月1日にA株式会社B工場から同社C工場へ転勤したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。同社には、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和59年5月1日に、A株式会社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA株式会社B工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和59年3月の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和59年4月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社における資格取得日に係る記録を昭和58年5月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月24日から同年7月21日まで

昭和58年5月24日にA株式会社B支社から同社C営業所へ転勤したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。同社には、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和58年5月24日に、A株式会社B支社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和58年7月の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年5月及び同年6月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和47年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月25日から同年10月1日まで

昭和47年10月1日にA株式会社B工場から同社C工場へ転勤したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。同社には、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社が提出した「在籍期間証明書」から、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和47年10月1日に、A株式会社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA株式会社B工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和47年8月の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年9月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から63年3月まで
私の国民年金については、20歳になった昭和58年4月は学生であったので、母親が区役所の支所へ行って、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を毎月、郵便局の窓口で振り込みにより納めてくれていたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が国民年金の任意加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。しかしながら、申立期間の保険料を納付するには、申立人が当時居住していたA市B区で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、同手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年11月から平成2年3月まで
私の国民年金については、20歳になった昭和60年*月は学生であったので、母親が区役所の支所へ行って、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を毎月、郵便局の窓口で振り込みにより納めてくれていたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が国民年金の任意加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年1月ごろに払い出されていることが前後の被保険者記録から確認でき、このころに国民年金に加入したものと推認され、申立人の被保険者資格取得日は2年6月17日となっていることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、申立期間の保険料納付はできなかつたものと考えられる。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの期間及び60年1月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和50年9月から53年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和50年9月から53年3月まで
③ 昭和60年1月から61年3月まで

申立期間①については、母親が国民年金の加入手続を行い、父親が家族の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②については、昭和50年9月に会社を法人化し、私は厚生年金保険の被保険者となったが、国民年金の集金人が、保険料を徴収に来ていたので父親が保険料を納付していた期間であり、この期間については還付済みとのことであるが、私は受け取った記憶がない。申立期間③については、夫婦一緒に金融機関で納付していた。

納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立人の父親が申立人の分も含め家族の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年1月に払い出されていることが確認できるものの、以下の点からみて、申立期間の保険料については、納付しなかったものとみるのが相当である。

i) A県B市が保管する被保険者名簿において、申立期間の国民年金保

険料を納付した記録は無く、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無いこと。

- ii) 国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている申立人の兄妹は、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで保険料は未納であること。
- iii) 昭和 36 年*月に婚姻した申立人の元妻も、申立期間当時は国民年金に未加入であること。

申立期間③について、申立人は、金融機関で夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、A 県 C 市が保管する国民年金収滞納一覧表において、申立人及びその妻は、未納であることが確認でき、社会保険庁のオンライン記録とも一致することから、申立人は申立期間の保険料を納付しなかったものとみるのが相当である。

また、申立人若しくは申立人の父親が、申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

申立期間②について、申立人は、国民年金保険料を還付された記憶はないと主張しているが、社会保険事務所が保管している国民年金保険料還付整理簿に申立期間について、昭和 53 年 6 月 2 日に還付決定を行い、同年同月 24 日に 5 万 900 円を還付した旨の記載が有り、この事実は、同事務所が保管する特殊台帳及び A 県 D 市が保管する国民年金被保険者名簿からも確認できることから、申立期間の保険料は還付されたものとみるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、また、申立期間②の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年2月から44年3月まで

私が、20歳になった昭和43年*月ごろに、国民年金の加入手続きを行い、その後は、3か月ごとに集金人に国民年金保険料を納付してきたはずであるので、申立期間が未納となっていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和43年*月ごろに国民年金の加入手続きを行い、集金人に申立期間の国民年金保険料の納付を行ったと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、45年2月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人は、このころに国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、この時点では、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、国庫金である過年度保険料は、市町村では収納できない上、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、申立期間当時、居住していたA市B区で払い出された国民年金手帳記号番号払出簿を確認するとともに、氏名を複数の読み方で検索しても該当者がおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1280(事案 888 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月、53年11月から54年3月までの期間、55年5月から56年10月までの期間及び56年11月から58年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月
② 昭和53年11月から54年3月まで
③ 昭和55年5月から56年10月まで
④ 昭和56年11月から58年1月まで

私は、年金記録確認第三者委員会からの通知書において、「さかのぼって納付した主張は無い。」とされているが、結婚をしたときに、国民年金保険料をさかのぼって納付したことがあることを思い出したので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i)国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年4月にA市B区で払い出されているが、同市の国民年金収滞納リストによれば、同年2月の保険料が同年3月30日に納付書により金融機関で納付されていることが確認できることから、申立人が国民年金に加入したのは同年2月であると考えられ、この時点では申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張は無いこと、ii)申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺

事情は見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 1 月 22 日付けで申立期間の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、年金記録確認第三者委員会からの通知書において、「さかのぼって納付した主張は無い。」とされているが、昭和 56 年*月の婚姻時に、さかのぼって国民年金保険料を納付したことがあることを思い出したとして再申立てを行っている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは上述のとおり昭和 58 年 4 月であり、この手帳記号番号では、婚姻時においても、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできないことから、この再申立内容は当委員会の決定に基づく年金記録の変更につながる新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会における当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から46年3月まで

サラリーマンの妻も国民年金に任意加入できることを知り、A区役所B支所で国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していた。

また、任意加入の資格取得日が昭和46年12月8日となっているのは、その後、C区に転居後、集金人が来ないため、再度、手続をした日である。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料の納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年1月に払い出され、申立人が所持する国民年金手帳からも、46年12月8日に任意で国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、任意加入の場合、さかのぼって資格取得ができず、申立期間は未加入期間であることから、申立期間の保険料納付はできなかつたものと考えられる。

また、申立期間当時、居住していたD市A区で払い出された国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1282(事案 967 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から 63 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月から 63 年 5 月まで
年金記録確認第三者委員会の通知書では、昭和 57 年 3 月より集金人が集金をすることはなかったように書かれているが、実際は、集金人は申立期間にも続けて来ていたので、再調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、60 歳に達する直前の昭和 60 年 5 月ごろに A 市の集金人から国民年金高年齢任意加入を勧奨され、同年 6 月に加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているが、高年齢任意加入の制度が実施されたのは 61 年 4 月からである上、申立期間当時、A 市では、集金人による保険料の徴収については、未納者を除き 57 年 3 月までであることが確認されており、申立内容は不自然であること、ii) 申立人は、申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録により申立期間直後である昭和 63 年 6 月 18 日に B 市 C 区で高年齢任意被保険者として加入していることが確認できる上、申立期間の国民年金保険料について、A 市の国民年金収滞納リスト及び B 市の国民年金納付記録では被保険者として管理されていないことから、申立期間は未加入期間であり、保険料の納付はできなかつたものと考えるのが相当であることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 2 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、年金記録確認第三者委員会の通知書において、集金人による国民年金保険料の徴収は未納者を除き昭和 57 年 3 月までである

としているが、その後も集金人が来ていたので継続して保険料を納付していたとして再申立てを行っている。

しかしながら、A市における集金人制度は昭和57年4月以降、国民年金保険料の未納者に対してのみ集金をしていたことが確認でき、61年3月末には集金人制度が全廃されていることから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から39年3月までの期間及び41年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月から39年3月まで
② 昭和41年4月から45年3月まで

私の国民年金については、母親が加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付し、申立期間②は、婚姻後、妻が集金人に保険料を納付していた。なぜ、未納とされているのか納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年11月に申立人の姉と連番で払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人の母親は、このころに申立人と申立人の姉の国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立人の姉は、申立人と同様に39年4月から41年3月までは納付済みであるものの、この前後の期間は未納となっていることから、申立期間について、申立人の母親が申立人の保険料のみを納付していたものとは考え難い。

また、申立期間②について、申立人は、婚姻後は申立人の妻が国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。しかしながら、申立人の妻は、申立人の母親が、夫婦同じになるように、さかのぼって保険料を納付してくれたとしている上、申立人及び申立人の妻の昭和45年4月

から 47 年 3 月までの保険料は、48 年 4 月 11 日に過年度納付されていることが、社会保険事務所が保管している領収済通知書により確認できることから、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人の母親若しくは申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から44年3月までの期間及び平成4年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から44年3月まで
② 平成4年8月

申立期間①については、母親が国民年金保険料を納付し、申立期間②については、平成4年8月に転職した際、妻が、自身の保険料と一緒に、私の保険料も納付したはずである。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、申立人の母親が、申立期間②については、申立人の妻が、自身の国民年金保険料と一緒に納付したと主張している。しかしながら、申立期間①及び②の保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人に係る社会保険庁の基礎年金番号情報記録には、申立人の国民年金手帳記号番号は登録されておらず、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿にも、申立人に同手帳記号番号が払い出された記録が無く、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から54年3月まで

私は、昭和47年にA区B（現在は、C区）に転居したところ、区役所の方が家に来て国民年金の加入を勧められ、妻と一緒に加入した。当時は事業を始め、お金も有ったので、国民年金保険料を納付できなかったということはなく、申立期間の保険料は集金人に、その後は金融機関に納付した。未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年ごろ夫婦一緒に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、54年5月に払い出されているのに対し、申立人の妻の同手帳記号番号は、47年10月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入したと推認される上記の昭和54年5月時点では、申立期間の一部は、既に時効により納付できない期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立期間のうちの、昭和51年4月からの国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録しているD市の国民年金収滞納リストでは、申立人は51年4月から54年3月までについては「登載なし」と記載されており、同市では申立人を被保険者として管理していなかったことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 6 月まで

私は、昭和 47 年に A 市役所で夫と共に国民年金の加入手続を行って以降、国民年金保険料については、私が夫婦二人分をきちんと納付してきており、申立期間の保険料についても夫婦一緒に納付したはずである。夫は納付済みであるのに私の分だけが未納になっているのは納得できないので、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降、国民年金保険料を夫婦一緒に納付してきており、申立期間の保険料についても納付したはずであると主張している。しかしながら、A 市の保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している国民年金手帳により、申立人は、昭和 58 年 4 月 8 日に任意被保険者資格を喪失していたことが確認でき、その時点で申立期間は未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

なお、申立人の夫の厚生年金保険被保険者資格喪失が判明したことに伴い、昭和 61 年 10 月 17 日に、申立人の 55 年 3 月 1 日以降の国民年金被保険者資格が任意から強制に修正されていることが社会保険庁のオンライン記録で確認でき、申立人は、その資格修正時点で納付可能である申立期間直後の 59 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を 61 年 10 月 25 日以降、順次、過年度納付していることが A 市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録で確認できることから、申立人は、時効により、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考え

えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1040

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 32 年 10 月 20 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の 42 か月間について未加入期間となっていることが分かった。この期間は、A株式会社B工場に正社員として継続して勤務しており、当該期間が未加入期間となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時勤務していた複数の元従業員の供述により、申立人が申立期間のうち、昭和 29 年の秋ごろより A株式会社B工場に勤務していた事実は推認できるが、当該事業所の本社である C株式会社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届確認及び標準報酬決定通知書の資格取得年月日欄には 32 年 10 月 21 日と記載されており、社会保険庁の記録と一致していることから、事業主が社会保険庁の記録どおりに届出をしていたことが確認できる。

なお、上記の取得届の前に、厚生年金保険被保険者であったかどうかを確認する項目欄には、「無」と記載されている上、申立人が初めて会社に勤務したとしている当該事業所において交付された厚生年金保険被保険者証の「はじめて資格を取得した年月日」欄にも昭和 32 年 10 月 21 日と記載されており、それ以前に資格を取得していた事実は確認できない。

また、C株式会社Dグループに照会したところ、保険料控除に関する資料は保存されていないため、申立人の厚生年金保険料の控除の有無につい

て確認することができない旨の回答であった。

さらに、申立期間当時の当該事業所の社会保険事務担当者は、時期はよく覚えていないが、申立人はある時期まで臨時職員の身分で勤務しており、途中から正社員として採用された旨の供述をしており、また、複数の元従業員及び当該事業所の社会保険事務担当者は、申立期間当時、当該事業所はユニオンショップ制であったため、入社した者は組合員となり、組合員であれば厚生年金保険に強制加入させられていた旨の供述をしているが、申立人が申立期間当時、正社員として勤務していた旨の関係者の供述及び資料提供は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月から 35 年 8 月まで
② 昭和 52 年 9 月 22 日から同年 10 月 31 日まで

申立期間①について、A 株式会社に勤めていた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

申立期間②について、有限会社 B と株式会社 C は同じ社長が経営していた会社であるのに、途中で被保険者記録の無い期間があるのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、元同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が A 株式会社に勤務していたことは推認できるが、社会保険庁の記録によると、同社は昭和 35 年 7 月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、既に解散し、元事業主及び役員も亡くなっているため、同社の従業員でもあった元事業主の親族に照会したところ、申立人のことは知っているが、勤務実態等については記憶しておらず、厚生年金保険の適用や保険料の控除についても分からない旨の回答があった。

また、上記の元事業主の親族が、A 株式会社の親会社であり、同社の給与計算及び社会保険事務を行っていたとしている D 株式会社は、昭和 35 年 6 月に解散し、元事業主及び役員は亡くなっており、D 株式会社の複数の元従業員が、当時、社会保険事務担当者であったと供述している者も既に亡くなっているため、申立人に係る厚生年金保険の適用や保険料の控除に係る関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、A株式会社の元従業員が記憶する当時の同僚の中にも、申立人と同様に同社に係る厚生年金保険の加入記録が無い者がおり、またD株式会社で管理職であったとする者は、A株式会社においては、厚生年金保険の加入手続を必ずしも全員については行っていなかったと思う旨の供述をしている。

申立期間②については、雇用保険の記録から、申立人が、昭和52年9月1日から53年2月9日まで、事業所名は確認できないものの、申立てに係る事業所の所在地を管轄するE職業安定所管内の事業所で被保険者であったことが確認できる。また、元同僚及び役員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が有限会社B及び株式会社Cに勤務していたことは確認できるが、社会保険庁の記録によると、有限会社Bは52年9月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、株式会社Cは同年11月1日から厚生年金保険が適用されていることから、両社とも、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。なお、申立人と同様に、両社において被保険者記録のある従業員全員が、申立期間においては、厚生年金保険に未加入となっていることが確認できる。

また、株式会社Cも昭和53年2月に適用事業所でなくなっており、既に解散し、同一人である両社の元事業主も亡くなっているため、両社の役員でもあった元事業主の妻及び親族に照会したところ、両社の経営については元事業主がすべて一人で取り仕切っており、申立てに係る事実については全く不明である旨の回答があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1042

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 1 日から 41 年 6 月 1 日まで
株式会社Aに申立期間に継続して勤務していたが、その間、厚生年金保険が未加入となっているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aについて、法務局へ照会したところ、現在の登記簿には該当する事業所は無いが、法務局の資料によると、当該事業所は昭和 57 年 3 月 13 日に解散し、58 年 9 月 1 日清算終了している旨の回答があり、社会保険庁の記録においても、当該事業所は 56 年 4 月 30 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に亡くなっているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、当時の従業員に照会したものの、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の情報を得ることはできなかった。

さらに、申立人は株式会社Aにおいて、左官の手伝いであったと述べており、これについて、当時の事務員は、左官業は下請けであり、当社の社員でないため、社会保険の加入手続をしていなかったと思う旨の供述をしている。

加えて、上記被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。なお、申立

人が記憶している仕事の指示を受けていたとしている者の氏名についても同名簿には記載が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 9 月 1 日から 35 年 10 月 31 日まで

私は、平成 19 年 8 月 8 日 A 社会保険事務所へ厚生年金保険の加入期間について照会したところ、B 市 C 局 D 課へ勤務していた昭和 28 年 9 月から 35 年 10 月までの間、厚生年金の加入なしとの回答をもらった。政府管掌健康保険に入っており厚生年金に加入していないことはおかしい。上記期間について厚生年金の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、B 市 C 局 D 課に所属し勤務していたことは推認できる。

しかし、B 市役所に照会したところ「昭和 28 年から 35 年の職員録に申立人の名前は記載されていなかった。正職員であれば通常職員録に記載されるため、臨時的任用職員等であった可能性が高いが、それを確認できる資料等は残っていないため、申立人が本市に在籍していたかどうか不明である。」と回答している上、失業対策事業事務補助員の社会保険の取扱いについて、昭和 32 年 4 月に制定された B 市失業対策事業就業規則第 12 条において、「失業保険料及び健康保険料は賃金額からその都度差し引く」とあるため、正職員でない申立人については、厚生年金保険に加入していなかったと推測される旨の回答であり、申立期間における申立人の正確な勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、B 市役所は、B 市 C 局 D 課 E 事務所が厚生年金保険の適用事業所であったかどうかについては不明と回答している上、社会保険庁の記録を確認

しても、当時B市C局D課が厚生年金保険適用事業所であった事実は確認できない。

さらに、当該事業所に勤務していた複数のB市職員等に照会したところ、「申立人は臨時雇用の方だったと記憶している」と複数の職員が供述している。

加えて、申立人は申立期間において、長女出生時に自分が記載した発育メモ帳のなかに「健保半額」と記載されていることから、政府管掌健康保険の被保険者であれば厚生年金保険被保険者であったはずと主張しているが、上記のメモにおいても健康保険の種別は明確でない上、長女出生時に利用したとしているF医院の院長は既に亡くなり、同院も廃院されているため、申立人の主張する事実を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1044 (事案 180 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで
今回新たに、申立期間当時申立ての事業所に同じく勤務していた同僚から供述が得られるので再申立てした。申立期間に勤務していたことは間違いないので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の記録及び同僚の証言から申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できものの、当時の資料は保管されておらず、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる賃金台帳等の関連資料及び供述を得ることができないほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情が見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 9 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料等を提出しておらず、申立期間については、A合資会社（現在は、株式会社B）に係る申立期間についてのみ申立てに変更している。

そこで、今回の再申立てを踏まえ、前回の調査に加えて当該事業所に再度情報提供を依頼したところ、当該事業所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届の事業主控えが新たに確認され、それによれば、資格取得日は昭和 40 年 8 月 2 日、資格喪失日は同年 9 月 15 日と記載されており、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿に記載された資格取得日及び資格喪失日と一致することが確認できた。

また、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に、申立人の氏名は記載されておらず、その間の健康保険番号も連続しているため、申立人の厚生年金保険の加入記録が欠落したとは考え難い。

さらに、今回の再申立てにおいて、申立人が新たな供述が得られるとして情報提供した、当時A合資会社に勤務していた同僚に照会しても、申立人の正確な在籍期間等に関する情報は得られず、申立期間における申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認するための供述を得ることはできなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月10日から39年4月20日まで

私は、A株式会社の創業当時の代表取締役で、昭和36年10月に夫が代表取締役に、私は取締役に就任しました。以降、取締役を辞任したことはありません。社会保険庁の記録では同年10月10日から39年4月20日まで厚生年金保険の被保険者ではないとされているが、当時も取締役として勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

登記簿謄本及びA株式会社が保管している当時の議事録により、申立人が申立期間において取締役及び監査役であったことは確認できる。

また、申立人は、申立期間において渉外担当役員として一週間に4日から5日勤務していたと述べており、当時代表取締役であった申立人の夫も、申立人が役員として勤務していたと供述しているが、当時A株式会社に勤務していた従業員に照会したところ、複数の元従業員は、「代表取締役を含めた役員3人のうち2人は常勤であったが、申立人は常勤ではなく、当該事業所において申立人が勤務しているのをほとんど見たことがない。」旨の供述をしているため、週のうち4日から5日勤務していたとする申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

また、当時経理事務及び厚生年金保険事務を担当していた役員は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと供述しているが、当時の賃金台帳等関連資料は無く、申立期間において申立人の給与から厚生年金保

険料が控除されていた事実を確認することはできない。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和36年10月10日に健康保険被保険者資格を喪失した後、39年4月21日に被保険者資格を再取得された旨が記載されている上、健康保険の整理番号もそれぞれ*番と*番と異なっており、申立期間には申立人について健康保険の整理番号が付与された形跡が無いことから、申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者であった事実は確認できない。

このほか、申立に係る事実について確認できる関連資料、周辺事実はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 46 年 11 月 1 日まで

私は、子供の世話をしてもらえず、昭和 42 年 10 月末で、A工場を退職した。その後、事業主の了解を得て、子供を連れて職場復帰して 43 年 4 月ごろから 46 年末まで働いた。その間、毎回、社会保険料を給与から控除された覚えがある。この間に、勤続年数 5 年の記念品を受領した。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A工場に勤務していた複数の同僚の供述により、申立人は、少なくとも申立期間の一部において、当該事業所に勤務していたことは推認できるが、当該事業所は、既に廃業しており、当時の事業主に照会しても、申立期間当時の関連資料等は保管されていないことから、申立人の正確な勤務実態及び申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている、申立人に係る昭和 40 年 1 月 11 日から 42 年 11 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録と雇用保険の加入記録は一致しているものの、申立期間において雇用保険の加入記録は無い。

さらに、昭和 43 年 1 月 23 日以降、申立期間を含めて申立人は引き続き国民健康保険に加入していることから、申立期間において申立人が健康保険及び厚生年金保険の被保険者であった事実は確認できない。

加えて、申立期間に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を

確認しても、同名簿においては健康保険の整理番号の欠番も見られないことから申立期間において申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月 1 日から平成 7 年 7 月 20 日まで
株式会社Aに継続して勤務し、ホテルBでベッドメイクの仕事をしていたが、社会保険庁の厚生年金保険の加入記録では、申立期間が未加入期間となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの保管する平成2年及び6年の従業員名簿、複数の元同僚の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務し、ホテルBでベッドメイクの仕事をしていたことは推認できる。

また、株式会社Aに照会しても、申立期間当時の賃金台帳等関連資料は保管されておらず、申立人の勤務実態等は不明であり、厚生年金保険の適用について確認できない。

さらに、株式会社Aの総務課に勤務していた元同僚は、申立期間当時、当該事業所は時間短縮の時期であり、1日8時間労働という勤務形態ではなかった旨回答しており、申立人の申立期間においてホテルBのベッドメイクの責任者であった元同僚は、申立人は当初3時間ぐらいの勤務であったが、C博覧会が開催された平成2年ごろから忙しくなり、6時間以上の勤務となり残業もあった旨供述しているほか、ベッドメイクの仕事をしていた二人の元同僚も、6時間勤務となってから厚生年金保険に加入した旨供述していることから、申立人の入社時から1日8時間勤務していたとする主張について事実を確認することはできない。

加えて、申立期間のうち、昭和 59 年 11 月から平成元年 9 月までの期間について、雇用保険の加入記録は確認できないほか、同年 12 月以降の期間については、社会保険庁の申立人に係る年金記録によると、申立人は、昭和 56 年 4 月 3 日付けで厚生年金保険受給資格を有し、社会保険事務所は 58 年 2 月 3 日付けで裁定を行っていることが確認でき、申立人は 65 歳に達した平成元年*月*日に当時の厚生年金保険法第 14 条第 5 項の規定により厚生年金保険被保険者の資格喪失に該当することからも、厚生年金保険の加入者となることはできず、厚生年金保険の高齢任意加入被保険者であったとも考え難い。

また、社会保険事務所が保管する株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険証の番号は連続しており、欠番も見られないため、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 43 年 6 月 6 日から 45 年 4 月 30 日まで

昭和 42 年 3 月 1 日から 45 年 4 月 30 日まで A 株式会社社員として勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の代表取締役の妻であるとともに経理事務を担当していた元取締役及び複数の元同僚の回答から、申立人は申立期間①及び②において、期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①について、上記の元取締役は、当時の代表取締役は既に亡くなっており、当時の資料は残っていないが、入社後 3 か月間は試用期間に該当し、厚生年金保険には加入させておらず、保険料も控除していなかった旨回答しているほか、元同僚の一人は、「当時は、入社後しばらく様子を見てから社員にしていた。」と供述していることから、申立人については、入社後ただちに厚生年金保険の加入手続をとっていなかったことがうかがえる。

また、申立期間②について、申立人は、A 株式会社の経営状態が悪くなる昭和 45 年 4 月ごろまで社員として勤務していたと主張しているが、上記の元取締役は、申立人は、当初は社員として勤務していたが、社会保険料

等の源泉徴収をすると手取りが少なくなるため、途中から外注扱いの所内請負に変えてほしいとの希望があり、雇用形態を変更しており、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日が、申立人の雇用形態を社員から所内請負へ変更した日と一致していると思われる旨回答しているほか、元同僚の一人も、「申立人は入り込み外注だと聞いたことがある。」と回答していることから、申立人は当該事業所において申立期間中に厚生年金保険の加入記録がある他の社員とは雇用形態が異なっており、業務請負による業務を行っていたと推認でき、当該事業所において厚生年金保険には加入していなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和43年6月6日付けで被保険者資格を喪失した後、同年9月5日に健康保険証が返納された旨が記載されているほか、申立期間②において申立人の標準報酬月額が改定された記録も無いことから、申立人の資格喪失に係る手続に不自然な点は見られない。

加えて、当時の元同僚に照会しても、申立期間①及び②に係る申立人の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認するための資料及び供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間④について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 1 日から 33 年 3 月 6 日まで
(A店)
② 昭和 33 年 11 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで
(株式会社B)
③ 昭和 35 年 5 月 21 日から 36 年 4 月 21 日まで
(C株式会社)
④ 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 31 日まで
(D株式会社)

申立期間①、②及び③について、脱退手当金を受け取った覚えがないので、調べてほしい。

また、申立期間④について、D株式会社では正社員として勤務しており、厚生年金保険被保険者期間が昭和 38 年 4 月の 1 か月しかないというのは常識的に考えておかしいので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、C株式会社の被保険者名簿の申立人の欄には「脱」表示が無いが、脱退手当金の支給記録が確認できる申立人を含む2人共に被保険者名簿に

「脱」表示が無く、1人は「脱退手当金を受給した。」と供述していることから、「脱」表示が無いことをもって脱退手当金が支給されていないと推認することはできず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

次に、申立期間④について、D株式会社の現在の事業主に照会したところ、申立期間当時の資料は保管されておらず、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、申立人と同時期に当該事業所に勤務していた複数の同僚に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述は得られない。

さらに、申立期間④について、社会保険事務所が保管するD株式会社の厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和38年4月1日に初めて厚生年金保険被保険者の資格を取得していること、厚生年金保険記号番号払出簿においても、申立人の資格取得日は同日と記載されていることが確認でき、社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立期間④について、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで

私は、株式会社Aに昭和 36 年 9 月 1 日から勤務していたが、第一子を妊娠し、出産が近くなったので、39 年に退職した。この間、身体も丈夫で仕事を休んだことは無いのに、申立期間が厚生年金保険未加入期間とされている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が株式会社Aに継続して勤務していたことは推認できるものの、申立人の勤務期間等は明確ではなく、申立人の申立期間における勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、株式会社Aの申立期間当時の事業主及び厚生年金保険の手続を行っていた総務の担当者は既に亡くなっているため、申立期間における厚生年金保険料の控除の有無について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和 37 年 1 月 1 日に被保険者資格を喪失し、翌月 8 日に健康保険証を返納、38 年 1 月 2 日に再び被保険者資格を取得していることが確認でき、社会保険庁のオンライン記録と一致しており、申立期間前後の申立人の健康保険の整理番号もそれぞれ*番と*番と異なっていることから、一連の記録に不自然な点はみられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月 25 日から 39 年 9 月 25 日まで
社会保険庁の記録では、A株式会社における厚生年金保険加入期間は、昭和 38 年 2 月 16 日から同年 6 月 25 日までとなっているが、1 年 6 か月ほど勤務した記憶があり、39 年 9 月 25 日まで加入期間があると思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所に勤務していた同僚の供述から、申立人が、当該事業所に昭和 38 年 2 月 16 日から勤務していたことは確認できる。しかし、当該事業所に照会したところ、申立期間当時の人事記録や給与台帳は現存していないため退職日は不明であると回答しており、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、申立人と同時に採用されたとする同僚は、「3 人一緒にアルバイトとして採用され、その後、申立人が先に辞めたことは覚えているが、それがいつであったかは記憶にない。」と供述しているなど、申立人が昭和 39 年 9 月 25 日まで勤務していたとする事実を確認する供述は得られない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、退職後の昭和 38 年 7 月に健康保険証が返納されたことを意味する「38/7 証」の記録が有り、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 6 月 15 日から 36 年 8 月 25 日まで
A工場に勤めていた期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、脱退手当金を受給した記憶はないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書には、「受付第*号昭和 36. 9. 1 B社会保険出張所」、「小切手 36. 12. 20 交付済」の押印があることから、国庫金送金通知書により脱退手当金が支給されたものと考えられる。

また、申立期間に係る事業所の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。